

募 集

まっせ・はしもと〜柿まつり2024〜
出店者募集 【農林振興課】

秋の恒例イベント「まっせ・はしもと」を今年も開催！農林商工業に親しんでいただけるイベントとなるよう、出店者を募集します。募集要項など詳しくは、ホームページ（右の二次元コード）で確認してください。



- 日程 11月16日(土)・17日(日)
- 時間 午前10時〜午後4時（最終日は午後3時）
- 場所 サカイキャニングスポーツパーク
- 募集内容（電源の貸出はできません）

項目	募集数	料金
出店（1店1区画） （2.7 m × 3.6 m）	70	市内の人 6,000 円 市外の人 12,000 円
キッチンカー	14	市内の人 6,000 円 市外の人 12,000 円
軽トラ市		4,000 円
フリーマーケット （16 日(土)のみ）	32	1 ブース 2,400 円

●出店に関する問い合わせ

	対象者	問い合わせ
①	橋本商工会議所または高野口町商工会会員	橋本商工会議所・高野口町商工会の事務局
②	市内の農業者・非営利団体	橋本市農林振興課
③	フリーマーケット	橋本市運動公園事務所

●申込方法

下の申込フォームから申し込んでください。

- ①、②について
- ③について



- 申込期間 9月2日(月)〜20日(金)
- 問い合わせ
まっせ・はしもと実行委員会事務局（橋本市経済推進部 農林振興課内） ☎33-6113

養護・特別養護老人ホーム国城寮職員募集
【伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合】

- 職種・募集人数
介護員・2人、看護師・1人、事務員・1人
- 受験資格
 - 昭和61年4月2日以降に生まれた人
 - 看護師の場合、看護師の資格を有する人（資格取得見込みを含む）
- ※受験案内・申込書は、老人福祉施設国城寮事務所窓口またはホームページから入手できます。

●試験方法

- 第1次試験 適正検査、性格特性検査
- 第2次試験 面接

●第1次試験日 10月20日(日)

- 受付期間（郵送は受け付けません）
9月2日(月)〜13日(金)（土・日曜日を除く）
午前9時〜午後5時

●提出先・問い合わせ

老人福祉施設国城寮 ☎26-7704
<https://kuniki.sakura.ne.jp/wp/info/>

「きのくに学びの教室」で勉強しませんか
【生涯学習課】

和歌山県に住んでいる15歳以上の社会人で、学び直しがしたい人や日本語が不自由で生活に困っている人（日本語は、児童・生徒、外国籍の人でも受講可）を対象に講座を実施します。勉強したい講座を自由に選んで、自分のペースで学べます。

●講座の内容

- ①生活に必要なひらがな・カタカナ・簡単な漢字の読み書き
- ②生活に必要なやさしい日本語
- ③中学校程度までの国語・数学・英語

●受講料 無料

●申し込み・問い合わせ

伊都中央教室（伊都中央高校内） ☎26-7531

社会教育関係団体の追加認定申請を受け付けます
【生涯学習課】

社会教育や社会体育活動を目的とした団体で、橋本市内に活動の拠点がある団体が対象です。

- 受付期間 9月2日(月)〜30日(月)
※土・日曜、祝日を除く
- 認定期間 11月1日〜令和7年6月30日
- 申請書配布場所 生涯学習課、各地区公民館
- 申請先・問い合わせ
 - 文化部門 生涯学習課 地域教育係 ☎33-6112
 - スポーツ部門 生涯学習課 スポーツ係 ☎33-3704

子ども

適応教室「憩の部屋」をご利用ください
【教育相談センター】

市では、学校に行きにくいと感じている児童・生徒の居場所として、教育相談センターに適応教室「憩の部屋」を開室しています。

- 利用できる人 市内在住または市内の小中学校に在籍している児童・生徒

●活動内容

小集団での活動を主として、一人ひとりの個性や状況に応じた活動を行っています。



●開室時間

- 中学生
月・木・金曜日の午前9時30分〜午後2時
- 小学生
火・水曜日の午前9時30分〜正午

●入室方法

在籍校と相談した上で教育相談センターへご連絡ください。見学や体験を行い、児童・生徒、保護者、在籍校と相談してから正式入室となります。

●問い合わせ

教育相談センター ☎32-1512

児童手当制度の改正に伴う手続きをお忘れなく
【こども課】

令和6年10月から以下のとおり制度が改正され、支給対象が拡大されます。8月時点で橋本市に住民票があり、児童手当・特例給付を受給していないご家庭には、8月末に児童あてに案内を発送しています。手続きが必要な人は、お早めに手続きをお願いします。

●主な改正内容

- ①所得制限の撤廃
- ②支給対象児童の年齢を高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）に延長
- ③第三子以降の手当（多子加算）を月3万円に増額
- ④第三子以降の算定に含める対象の年齢を22歳到達後の最初の年度末までに延長
- ⑤支給回数を年6回（偶数月）に変更

●手続きが必要な人

- 高校生年代の児童を養育している人（中学生以下の児童を養育していて、現在児童手当を受給している人は除く）
- 所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている人
- 現在児童手当を受給していて、受給者と住所が別の高校生年代の児童を養育している人
- 現在児童手当を受給していて、児童の兄弟など（18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末まで）を含み3人以上いる人

●第1次締切 11月15日(金)

●制度改正反映後の初回支給日 12月10日(火)

●留意事項

- 手続きが第1次締切を過ぎると、初回支給日に制度改正反映後の金額をお支払いできません。
- 詳細については市ホームページ（右の二次元コード）または送付する案内をご覧ください。



●問い合わせ

こども課 子育て係 ☎33-6102

広 告



広 告



猫の譲渡会

里親を探す目的で、猫の譲渡会を開催します。

●日時

9月28日(土) 午後1時30分〜3時30分

●場所 垣花集会所

●申し込み・問い合わせ

生活環境課 ☎33-6100